

厚生労働省告示に基づく承認事項

医科点数表第2章第10部手術の通則の5(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)及び6に掲げる手術の実施件数

(実施期間:令和7年1月～令和7年12月)

1. 区分1に分類される手術 264件

ア 頭蓋内腫瘍摘出術等 8件	イ 黄斑下手術等 239件	ウ 鼓室形成手術等 17件
エ 肺悪性腫瘍手術等 0件	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術 0件	

2. 区分2に分類される手術 117件

ア 靭帯断裂形成手術等 0件	イ 水頭症手術等 63件	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等 1件
エ 尿道形成手術等 13件	オ 角膜移植術 0件	カ 肝切除術等 10件
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等 30件		

3. 区分3に分類される手術 10件

ア 上顎骨形成術等 4件	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等 4件	
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉) 0件	エ 母指化手術等 0件	
オ 内反足手術等 2件	カ 食道切除再建術等 0件	キ 同種死体腎移植術等 0件

4. 区分4に分類される手術

胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術 631件

5. その他の区分

ア 人工関節置換術 232件	イ 乳児外科施設基準対象手術 3件
ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 16件	
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術 54件	
オ 経皮的冠動脈形成術 1件	
(1. 急性心筋梗塞に対するもの 0件) (2. 不安定狭心症に対するもの 0件) (3. その他のもの 1件)	
経皮的冠動脈粥腫切除術 0件	
経皮的冠動脈ステント留置術 4件	
(1. 急性心筋梗塞に対するもの 0件) (2. 不安定狭心症に対するもの 0件) (3. その他のもの 4件)	